

妊婦・子どもが対象

インフルエンザ予防接種費用を助成

新型コロナウイルスとの同時流行を防ぐため、今年度限り、妊婦や子どもを対象としてインフルエンザ予防接種の費用を助成します。

助成対象者

接種日において東庄町に住
民登録があり、妊婦および小
学校2年生以下の方（厚生労
働省が接種を強く推奨してい
る方）

対象期間

10月1日(木)～12月31日(木)ま

でを受けた予防接種

助成金の額

1,500円（1人1回）

助成の方法

申請による償還払いとなり
ます。医療機関へ費用を支
払ったあと、令和3年3月31
日(水)までに必要書類を添えて
申請して下さい。

助成に必要な書類

- ・接種医療機関発行の領収書
（原本）
- ・接種済証などの接種を受け

たことが確認できる書類

印鑑

・振込先のわかるもの（被接
種者が子どもの場合、保護
者の口座）

申請・問合せ先

健康福祉課 保健衛生係
☎79-0911



ひとり親家庭等医療費等 助成は受給券方式へ

申請はお早めに

11月から、県内の医療機関を受診する際、窓口には保険証とひとり親家庭等医療費等助成受給券を提示することで、自己負担金が無料になります（一部医療機関を除く）。県外の医療機関受診分については、引き続き償還払い（領収証を添付して申請）となります。

対象者

- ①令和2年11月分以降の児童扶養手当が全額または一部支給されている母または父およびその児童
- ②公的年金等で令和2年11月以降の児童扶養手当が全額停止となっているが、令和元年の所得額が所得制限限度額未満である者およびその児童

①の対象者の方には事前に通知いたしますので、早めに申請してください。

問い合わせ 健康福祉課 子育て支援係
☎79-0910

12月19日(土)

放課後児童クラブ入所説明会

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで子どもを見られない場合に、小学校の授業終了後、お子さんをお預かりしております。

来年4月から初めて利用を予定されている方は、説明会においでください。

入所説明会

- 日時 12月19日(土)
- ①笹川・神代地区 13:30～
 - ②橘・東城地区 15:00～
- 場所 東庄町放課後児童クラブ
- 持ち物 上履き、筆記用具



継続の手続きもお忘れなく！

利用申込は、令和3年1月12日(火)から29日(金)まで保健福祉総合センターで受付します。現在利用されている方で来年度も利用を希望する方は、継続のための手続きが必要です。



問い合わせ 健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0910



コジュンクト

これって暴力？ あなたはどう思いますか

暴力や虐待というと、「なぐる」「ける」などの身体的なものを思い浮かべがちですが、性的・精神的など、さまざまな形が存在しています。暴力や虐待はいかなる理由があっても許されるものではありません。

**暴力？
虐待？**

**あなたは
どう思いますか**



- 何を言っても無視する
- 「誰のおかげで生活できているんだ」などという
- スマホやSNSを細かくチェックする
- 壁や物を壊して威圧感をだす
- 子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう
- 子どもが病気になっても病院へ連れていかない

※これらはすべて暴力や虐待にあてはまります。

悩んだら相談しましょう！

■子ども虐待かも？と思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
☎189

健康福祉課子育て支援係 ☎79-0910
香取警察署 ☎54-0110

■子育てやしつけに悩んだら

子育てに関する悩みや苛立ちを感じたときは、早めにパートナーや周りの人に相談しましょう。育児で悩まない人はいません。決してひとりで悩まないようにしましょう。

香取健康福祉センター（家庭児童相談） ☎52-9161

■性犯罪・性暴力被害者向け

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながります。

はやくワンストップ
#8891

■配偶者・パートナーからの暴力に悩んだら

DV相談ナビ

はれれば
#8008

DV相談プラス

☎0120-279-889

※メールやチャットでの相談も可能

県女性サポートセンター

☎043-206-8002（女性用）

香取健康福祉センター（DV相談） ☎52-9310

県警本部相談サポートコーナー

☎043-227-9110



■全国一斉「女性の人権ホットライン」

夫・パートナーからの暴力やセクハラ、ストーカーなど女性をめぐる人権問題についてご相談ください。

日時 11月12日(木)～18日(水) 8:30～19:00

11月14日(土)・15日(日) 10:00～17:00

相談員 千葉県人権擁護委員連合会女性人権擁護委員、千葉地方法務局人権擁護課職員

相談専用ダイヤル ☎0570-070-810